

Ⅱ. モニタリングフォーム

- モニタリングは、環境レビューによって JICA によるモニタリングが必要と判断された項目について、プロジェクト実施主体者が測定値等を JICA に定期的に提出することで行うが、提出にあたっては、以下モニタリングフォームを必要に応じ参照する。
- モニタリング項目、頻度、方法等を定めるにあたっては、プロジェクトのフェーズあるいはライフサイクル（建設フェーズと操業フェーズなど）に留意する。

1. 許認可・協議

モニタリング項目	報告期間中の状況（住民協議の場合、協議録等の有無、日程参加人数等の状況）
例：環境許認可取得時の当局からの指摘事項への対応	
例：各種許認可の取得状況	
例：住民協議の実施状況	

2. 汚染対策

項目※	モニタリング項目（単位）	測定値（平均値）	測定値（最大値）	現地基準	国際基準	備考（測定場所、頻度、方法等）
例：大気汚染	例：SO ₂ (PPM)					

※項目としては、「大気汚染」の他にも、水質汚濁、土壌汚染、廃棄物、騒音・振動、地盤沈下、悪臭、地形・地質、底質等が考えられる。環境レビューによって JICA によるモニタリングが必要と判断された項目によって記載すること。

3. 自然環境（生物多様性・生態系）

モニタリング項目	報告期間中の状況
例：保護区や重要な生息地、重要な森林、貴重種に対する影響、対策等	

4. 社会環境

（1）非自発的住民移転

モニタリング項目	報告期間中の状況
例：再取得価格に基づく補償の支払い人数・世帯数／母数、達成率等	

（2）生活・生計

モニタリング項目	報告期間中の状況

（3）労働環境

モニタリング項目	報告期間中の状況
例：事業において雇用される労働者の労働環境（労働災害、児童労働・強制労働の禁止、非差別・機会均等、労働者組織や団体交渉に参加を希望する労働者への差別や報復の禁止等）に関する問題の発生の有無、発生した場合の詳細	

(4) ※

モニタリング項目	報告期間中の状況

※項目としては、「非自発的住民移転」や「生活・生計」、「労働環境」の他にも、水利用、事故、土地利用や地域資源利用、社会的弱者（少数民族、先住民族）、ジェンダー、文化遺産、労働環境等が考えられる。環境レビューによって JICA によるモニタリングが必要と判断された項目によって記載すること。

5. 苦情接到状況

苦情の数、内容	対応機関	対応状況

6. 環境社会影響が見込まれるスコープ変更

スコープ変更の内容	予想される環境社会影響	対応状況

以上